

広報かまくら広告掲載業務仕様書

1 目的

広報かまくらに掲載する広告について、広告主の募集、広告原稿の作成及び広告掲載料の納付等を、業者により一括で行うものです。

2 期間及び回数

令和7年（2025年）5月号から令和8年（2026年）4月号までの全12回

3 広告の位置等

- (1) 広告の位置は、広報かまくら10面及び11面の最下段とします。ただし、紙面の編成により変更となる場合があります。
- (2) 広告の大きさは、1面あたり縦9.1センチ×横24.4センチとします。なお、1つあたりの大きさを縦4.5センチ×横8センチ以上とする場合は、1面あたり6つまで分割して掲載することが可能です。
- (3) 広告の色は、CMYK形式の黒及びシアンの2色刷りとします。
- (4) 市ホームページに掲載する広報かまくらPDF版には、広告は掲載しません。

4 広告の範囲

- (1) 広告主の募集及び広告原稿の作成は、「鎌倉市広告掲載要綱」及び「鎌倉市広告掲載基準」に基づき実施してください。
- (2) 広告主の募集は、鎌倉市内の事業者を優先して行ってください。

5 審査

広告主及び広告原稿については、市や市が発行する広報かまくら等の広報印刷物への信頼性等を損なうことのないよう、市が審査を行います。

市による審査において、「4 広告の範囲」に該当しないことが認められた場合は、市の指示に従い広告主の変更や広告原稿の修正を行ってください。

6 広告原稿の納品

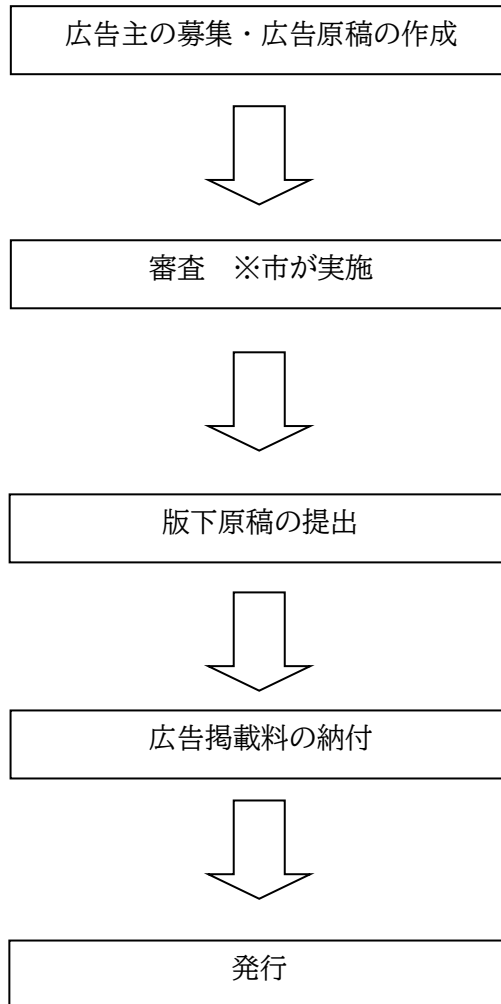
市が定める期日までに、完全版下原稿の電子データを納品してください。なお、広告作成等にあたり費用が生じた場合は、事業者が負担してください。

7 広告掲載料の納付

市が指定する期日までに、市が送付する納入通知書により納付してください。

8 業務の流れ

スケジュールは、別紙1のとおりです。



発行日	広告原稿 提出期限	審査結果 通知日	版下原稿 提出期限
令和7年 5月号	3月30日	4月4日	4月10日
6月号	4月28日	5月8日	5月13日
7月号	5月29日	6月5日	6月11日
8月号	6月27日	7月4日	7月11日
9月号	7月30日	8月5日	8月12日
10月号	8月28日	9月4日	9月11日
11月号	9月29日	10月3日	10月10日
12月号	10月30日	11月6日	11月12日
令和8年 1月号	11月27日	12月4日	12月11日
2月号	12月25日	1月6日	1月13日
3月号	1月29日	2月4日	2月10日
4月号	2月26日	3月4日	3月10日

※ 目安のため前後する可能性があります